

地方創生の第2ラウンドへの提言（案）

人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的として、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が成立してから4年が経過しようとしている。

これまで、全ての地方公共団体が5か年の総合戦略を策定し、国と車の両輪となって施策全般にわたり地方創生の取組みを進めてきた。

こうした中、地方における訪日外国人延べ宿泊者数は平成29年には5,000万人を超え、農林水産物の輸出額についても平成25年時点と比べて約2,000億円増を記録している。さらに、完全失業率は全都道府県で低下し、有効求人倍率は史上初めて全ての都道府県で1を超えるなど、雇用・所得環境の改善が続いている。

他方で、合計特殊出生率はほぼ横ばいとどまっており、平成29年の出生数は過去最低の94万人を記録し、人口減少及び少子高齢化は一段と進行している。

さらに、東京圏への転入超過は22年連続し、転出入の均衡はおろか、このところ逆に悪化の一途をたどっている。（平成25年：10万人→平成29年：12万人）

この結果、地方においては、質・量の両面で人材の確保がかなわず、あらゆる分野で深刻な担い手不足が生じ、今後の成長の足かせとなっている。

また、地域別に見ると、人口規模の小さい市町村ほど減少の進行が速まる傾向にあり、地方の中でも人口の地域間格差が拡大している。

以上の状況を踏まえ、地方創生は、第2ラウンドとして、次の5か年に向けた戦略を構築しなければならない。

このため、政府においては、地方への人の流れの創出等による地方・東京圏の転出入の均衡をはじめとする地方創生の実現に向け、新たな5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、以下の6点について、別紙のとおり総合的かつきめ細かな施策を早急に実施するよう強く求める。

1. 移住定住・U I J ターンの促進をはじめとする地方への人の流れの創出
2. 外国人・女性・高齢者の就業支援等による地方で活躍する人材の育成・確保
3. 若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備
4. 事業承継への支援等による地域経済を支える産業の稼ぐ力の維持・向上
5. 人口減少社会における地方行政体制の検討
6. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1. 移住定住・U I Jターンの促進をはじめとする地方への人の流れの創出

(移住定住・U I Jターンの促進)

- ・ 東京圏の若者が地方で就業又は起業する際の移住経費等の直接給付の創設
- ・ U I Jターン希望者が各都道府県の企業情報を一括して入手できるようにするための全国規模のマッチングを支援する仕組みの構築

(地域の中核となる産業の振興)

- ・ 「地方拠点強化税制」について、これまでの実績や効果なども踏まえ、より実効性のある制度となるよう、更なる拡充の検討
- ・ 集中移転期間を設定した上での、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国による移転促進交付金（仮称）制度の創設

(地方大学の振興)

- ・ 地方大学・産業創生法に基づく速やかかつ円滑な執行と、同法に基づき創設された「地方大学・地域産業交付金」の速やかな執行及び来年度の拡充
- ・ 地方の国立大学の運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学等経常費補助金の充実

(政府関係機関の移転)

- ・ 国が主体となった「政府関係機関移転基本方針」の早急かつ円滑な完全実現及び国が責任を持った移転に要する費用負担
- ・ 地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組みを行うなど、今後も国家戦略としての取組みの実施

2. 外国人・女性・高齢者の就業支援等による地方で活躍する人材の育成・確保

(外国人の活躍支援)

- ・ 人手不足が深刻となっている業種（農業、介護、建設、宿泊、製造等）を広く対象とした、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした新たな在留資格の創設

- ・ 首都圏の大学等で学ぶ外国人留学生に対する地方企業の情報提供やマッチング支援、地方企業の外国人インターンシップ受入支援など、外国人活用に向けた地方の取組みに対する財政支援
- ・ 外国人留学生が就労する際の在留資格の変更について、中小企業についても、大企業と同じ提出資料とするなど手続きを簡素化
- ・ 在留外国人の生活環境整備のための省庁横断的な対応方針の策定
- ・ 日本語教室の設置・運営や医療通訳者の育成・配置等に対する財政支援の拡充

(女性・高齢者の活躍支援)

- ・ 人手不足に直面する地方の中小企業等における女性や高齢者、外国人留学生の就業や起業を促進する直接給付の創設
- ・ 地域の実情に応じた女性の活躍の推進に向けた「地域女性活躍推進交付金」の継続的な実施や補助率の引き上げ、柔軟な運用等の実現
- ・ 「生涯現役促進地域連携事業」の拡充による、多様な主体の参画による、高齢者の就労の促進

3. 若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備

- ・ 幼児教育・高等教育の無償化等について、国と地方の役割分担や負担の在り方について地方と十分に協議するとともに、国の責任において必要な地方財源を確実に確保
- ・ 保育料等の無償化に伴う保育所等の教育・保育給付費の増加分について、その負担を地方に求めないこと
- ・ 放課後児童クラブの利用料や病児・病後児保育利用料について、国の制度としての経済的負担の更なる軽減
- ・ 潜在保育士の就職・再就職支援のための離職時登録制度の法制化や保育士の処遇の更なる改善

4. 事業承継への支援等による地域経済を支える産業の稼ぐ力の維持・向上

(事業承継の促進)

- ・ 地域おこし協力隊など、地域にゆかりのある人材と後継者がいない企業とを効果的にマッチングする仕組みの構築と、事業承継した移住者の経営準備等に要する経費への財政支援の実施
- ・ 個人事業者の事業承継について、事業用資産に関する相続税及び贈与税の負

担軽減措置の実施

- ・ 中小企業の個人事業者が移住者など第三者に対して事業用資産を譲渡・賃貸する際の税負担軽減措置の実施

(海外需要の積極的な取込み)

- ・ 国際観光旅客税については、自由度が高く創意工夫を活かせる交付金として一定割合を地方に配分するなど、地方の観光振興施策の財源に充当できる仕組みの検討
- ・ 地域の観光産業を支える専門人材の育成・確保への財政支援

(地方における生産性革命の実現)

- ・ ICTやIoT等を活用した林業の効率化や林業機械の開発・普及を図ること
- ・ 農業の生産現場における先端技術の導入支援や農林水産業の高付加価値を支える担い手の育成・確保への支援の充実
- ・ 建設業における生産性、賃金水準、安全性の向上に資する「i-Construction」について、地方の建設現場への普及・定着を促進するための財政支援の充実
- ・ 介護ロボット導入支援事業の更なる拡充

(「地方創生回廊」の早期実現及び強靱な国土づくり)

- ・ 地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備促進に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ることにより、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色のある発展を支える「地方創生回廊」の早期実現
- ・ 水害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾、下水道等、社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が不可欠であることから、強靱な国土づくりに向けた取組の迅速化

5. 人口減少社会における地方行政体制の検討

- ・ 人口減少・少子高齢社会においても地方公共団体が、安定して、持続可能な形で、住民サービスを提供し続けるために求められる地方公共団体間の連携や地方行政体制のあり方の検討の実施

6. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- ・ これまでの地方創生の取組みの成果を踏まえ、第2ラウンドに向けた地方創生推進交付金の拡充
- ・ 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

(地方創生推進交付金の運用改善)

- ・ インターンシップ参加学生の旅費・宿泊費、地方創生の実現に資する個別企業への給付等についても対象経費とするとともに、既に採択されている交付金事業の継続・延長についても申請を認めるなど採択要件を見直すなど、より一層の自由度の向上
- ・ 不採択理由を具体的に示すなど採択基準の明確化
- ・ 間接補助事業について、年度末まで事業期間を確保することが可能となるよう事業者への支払い時期を見直すなどの運用の改善

(地方創生拠点整備交付金の運用改善)

- ・ 対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とするとともに、既存施設への新規設備の導入等も交付対象とした上での今年度の予算措置